

実習演習担当教員及び実習指導者養成講習会受講対象者

実習演習担当教員養成講習会実施要領の7及び実習指導者養成講習会実施要領の7に規定する受講対象者について以下の通り補足します。

(受講対象者)

1. 公認心理師の資格を取得した後に法第2条各号に掲げる行為の業務()に5年以上従事した者

2. 当面の間は、公認心理師である者であり、かつ、以下の ~ のいずれかに該当する方も対象となります。

以下の要件を全て満たしている者

- ・大学(大学院及び短期大学を含む。)において、教授、准教授、講師又は助教として心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に関する3年以上の経験を有する者。
- ・公認心理師の資格を取得した後に法第2条各号に掲げる行為の業務()に従事した経験を有する者。

左記の経験が通算
5年以上であること
注：一方が0年は不可

以下の要件を全て満たしている者

- ・専修学校の専門課程の専任教員として心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に関する3年以上の経験を有する者。
- ・公認心理師の資格を取得した後に法第2条各号に掲げる行為の業務()に従事した経験を有する者。

左記の経験が通算
5年以上であること
注：一方が0年は不可

以下の要件を満たしている者

- ・法第2条各号に掲げる行為の業務()に5年以上従事し、又は従事した経験を有する者。

法第2条各号に掲げる行為の業務
(一)心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
(二)心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
(三)心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
(四)心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。